株式会社シャノン

証券コード：3976

第20期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年１月28日（木曜日）
午前10時
※受付開始は、午前９時30分を予定しております。

開催場所

東京都港区芝五丁目29番14号
田町日工ビル
ＴＫＰ田町カンファレンスセンター

決議事項

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



目　次

定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
事業報告…… 6
連結計算書類…… 20
計算書類…… 22
監査報告書…… 24

証券コード　3976
2021年１月12日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目13番16号
株 式 会 社 シ ャ ノ ン
代表取締役社長　中　村　健一郎

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ、株主の皆さまにおかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年１月27日（水曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年１月28日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2. 場　　所　東京都港区芝五丁目29番14号　田町日工ビル
ＴＫＰ田町カンファレンスセンター
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第20期（2019年11月１日から2020年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第20期（2019年11月１日から2020年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じたうえで株主総会を開催いたしますが、株主の皆さまにおかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、参加者全員のマスクの着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。発熱が認められた株主さまや体調不良と見受けられる株主さまには入場をお断りする場合がございます。**また会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。**

◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略する可能性がございます。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむを得ず会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shanon.co.jp/ir/）に掲載いたします。

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shanon.co.jp/ir/）に掲載しております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

１．準備金の額の減少及び剰余金の処分の理由

当社に現在生じております利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化の確保を図るとともに、今後の機動的な資本政策に備え、財務戦略上の弾力性を確保するため、資本準備金の額を減少及び剰余金の処分をおこないたいと存じます。

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条1項の規定に基づき、資本準備金368,561,405円のうち275,638,290円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を92,923,115円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額275,638,290円をその他資本剰余金に振り替えます。

３．剰余金の処分の理由と内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本準備金より振り替えたその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　275,638,290円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　275,638,290円

４．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生ずる日

2021年１月29日

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内とご承認いただいております。今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日より３年から５年までのうち当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループが属するクラウドサービス市場においては、クラウドサービスを利用している企業の割合は引き続き上昇傾向にあります。総務省の令和元年「通信利用動向調査」によると、2019年度末におけるクラウドサービス利用企業の割合は64.7%（前年58.7%）に拡大しています。また、同調査によると、資本金規模別のクラウドサービス利用状況においても、大企業を中心に引き続きその利用率は拡大傾向にあります。このように成長を続けるクラウドサービス市場の中で、当社が属するマーケティングオートメーション（SaaS）分野も例外ではなく、今後も17.7%（2019～2024年度の年平均成長率）の市場成長率が見込まれています（出展：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2020年版」）。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出とそれに伴う各種経済活動の自粛要請、オフライン開催でのセミナーやイベント、展示会の開催中止や現在も続くイベント開催における収容率要件や人数上限といった制限措置は、当社のマーケティング活動（イベント出展や自社カンファレンスの開催等）やイベントマーケティングサービスにも大きな影響を与えました。これらの影響は新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまで続くものと想定していますが、ウェビナーを活用した自社マーケティング活動の実施やイベントマーケティングサービスにおけるオンラインカンファレンス、バーチャルイベントへの取り組みによりこの状況を乗り越えるだけでなく、むしろ良い機会と捉えることで、今後の一層の成長を目指していきたいと考えています。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高については、最重点方針として取り組んでいるマーケティングオートメーションサービスにおけるサブスクリプション売上は堅調に推移し、当初想定を上回ったものの、イベントマーケティングサービス売上は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、前期を下回る結果となりました。また、費用面については、イベントマーケティングサービスの通期見通しを踏まえた人件費の調整や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅勤務の拡大、活動自粛による各種費用（旅費交通費、交際費、消耗品費等）の減少、マーケティング活動の見直しに伴う広告宣伝費等が当初想定よりも減少したため、結果としてそれらが収益に寄与する形となりました。

なお、当連結会計年度より、翌連結会計年度の見通しを踏まえて、繰延税金資産を計上しています。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は1,786,111千円（前期比3.8%減）、営業利益は40,084千円（前期比10.7%増）、経常利益は36,314千円（前期比39.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は56,293千円（前期比132.9%増）となりました。

当社グループはマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしておりません。サービス別の売上高の概況は以下のとおりであります。

① マーケティングオートメーション

当サービスについては、サブスクリプション売上（システム利用料に関するＭＲＲ（月額契約金額）から発生する売上＋従量課金売上＋有償保守サービス売上）は堅調に推移し、当初想定を上回った結果、972,937千円（前期比13.9%増）となりました。また、プロフェッショナルサービス売上については、一部の大型案件の受注時期に遅れが発生し、売上計上が翌連結会計年度にずれ込んだ案件があり、当初想定を下回って推移した結果、395,363千円（前期比11.6%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における契約アカウント数は、451アカウント（前期末比7.6％増）、当連結会計年度における売上高は1,368,301千円（前期比5.2％増）となりました。

② イベントマーケティング

当サービスにおけるイベント（システム支援、会期当日支援）関連の売上は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うイベントの開催中止やイベント開催における収容率要件や人数上限といった制限措置が売上にも影響し、前期比で減少となりました。また、経営判断の下、縮小することとなったイベントプロデュースに関連する売上高も前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は417,810千円（前期比24.7%減）となりました。なお、当連結会計年度の期後半からは、徐々に「オンラインカンファレンスサービス」や「バーチャルイベントサービス」等の取り組みの成果も出てきています。また、翌期に向けては既に受注済みの案件もあり、一定の売上高を見込める状況になっています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は123,224千円で、主なものは自社利用ソフトウエアの開発であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第17期 (2017年10月期)	第18期 (2018年10月期)	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期) (当連結会計年度)
売上高（千円）	1,586,714	1,803,022	1,855,889	1,786,111
経常利益または経常損失（△）（千円）	△62,474	△30,491	26,108	36,314
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）（千円）	△326,022	△31,257	24,169	56,293
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)（円）	△244.04	△22.61	17.39	39.03
総資産（千円）	1,025,913	1,041,715	991,514	1,323,975
純資産（千円）	357,266	330,714	355,912	533,337
1株当たり純資産額（円）	259.11	237.87	254.81	363.61

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第17期 (2017年10月期)	第18期 (2018年10月期)	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期) (当事業年度)
売上高（千円）	1,586,714	1,803,022	1,855,889	1,786,111
経常利益または経常損失（△）（千円）	△64,885	△23,067	24,929	37,787
当期純利益または当期純損失（△）（千円）	△360,704	△23,832	23,682	57,872
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)（円）	△270.00	△17.24	17.04	40.12
総資産（千円）	1,019,977	1,043,261	1,009,447	1,337,912
純資産（千円）	354,539	336,583	362,581	541,427
1株当たり純資産額（円）	257.14	242.09	259.61	369.13

(5) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社グループの事業拡大に伴い人員拡充とさらなる社員の能力の向上が必要であると考えております。当社グループでは将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に実施するとともに、それを補完する即戦力の人材確保を目的とした中途採用も行ってまいります。また、人材育成・開発を重要課題と位置づけ、新入社員、管理職対象等の階層別研修の実施、外部研修の受講支援、専門資格の取得推奨、コンサルティング力、技術力習得・向上に特化した勉強会の実施等を推進してまいります。

② 製品開発投資の促進

当社グループは国内マーケティングオートメーション製品市場において、市場創造と拡大に貢献してまいりましたが、当該市場では、国内外の競合企業間の競争が今後も続くものと考えております。また、多様化するデバイスや増加するマーケティング手法により、マーケティングが今後より複雑化していくものと予測しております。また、イベントマーケティングサービスにおいても、コロナ禍において、オンラインカンファレンスやバーチャルイベントといったオンラインイベント開催支援のニーズが高まりを見せており、当該新市場における競合製品も今後急増するものと想定されます。こうした状況の中で、当社グループは今後の成長性を確保し、競争優位性を高めるため、主力製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』の高機能化・新機能化を実現すべくさらなる製品開発投資を推進してまいります。

③ 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループは、競合企業である米国のグローバル企業と比較して、認知度が不足していると認識しております。今後、さらなるシェア拡大を図るためには、なお一層の自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えます。当社グループはデジタルマーケティング、イベントマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。

④ 既存事業の収益拡大

マーケティングプラットフォーム事業の安定収益基盤となっている当社製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』のサブスクリプション収入の拡大については、価格に見合った満足度の高いサービスを提供し新規利用顧客の拡大に取り組んでまいります。他方、既存顧客に対しては付加価値サービス機能の利用提案、有償保守サービスの強化等を通じサブスクリプション収入の増加を図ってまいります。

またマーケティングオートメーション機能の継続的な改善、ヘルプデスク等による製品のテクニカルサポート対応、新規・既存ユーザー向けのトレーニング（有償・無償）の充実化等を通じ顧客満足度を維持・向上させ利用契約の更新率の向上を図ってまいります。このような取り組みによりマーケティングプラットフォーム事業の生産効率及び利益率の向上に努めてまいります。

⑤　当社及び当社が属する業界の健全な発展

『シャノンマーケティングプラットフォーム』のWebアクセストラッキング機能を利用した場合に、Web閲覧履歴情報（顧客企業の見込客が顧客企業のWebサイトのどのページを閲覧しているか等の履歴情報）を当該見込客の個人情報と紐づけることにより、顧客企業のWebページ内での見込客の行動分析が可能となります。Webアクセストラッキング機能を利用する顧客企業が、そのサイト訪問者に対して、Webアクセストラッキング機能に関する適切な理解を促していくことは、当社や当社が属する業界が健全に発展していくための重要な要素となるため、Webアクセストラッキング機能を提供する企業として、当社は顧客企業に適切な対応を促してまいります。

⑥　イベントマーケティングサービスの事業環境の変化について

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う各種経済活動の自粛要請やその後も続く経済活動の制限を受けて、当社が営むイベントマーケティングサービスにおいても、一部の顧客のニーズがリアルイベント開催の支援からオンラインカンファレンスやバーチャルイベント等のオンラインイベント開催の支援へと流れていくなど、事業環境も大きな転換期を迎えるとともに、その市場は拡大しつつあります。アフターコロナの時代に向けて、市場のニーズがどう変化していくのかを見定めていくとともに、市場ニーズがオンライン、オフラインのどちらに向かってもサービスを提供できるよう、既に提供しているオンラインカンファレンスやバーチャルイベントサービスの付加価値を一層高めていくために、長年のサービス提供を通じて獲得しているイベント開催支援のノウハウを生かして一層のサービス・製品機能の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2020年10月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社である想能信息科技（上海）有限公司の２社で構成されており、「マーケティングプラットフォーム事業」の開発から販売、サポート業務等の付随業務をしております。また「マーケティングプラットフォーム事業」は「マーケティングオートメーション」と「イベントマーケティング」の２つのサービスから構成されております。

①　マーケティングオートメーション

当サービスは、主にBtoB企業に対して『シャノンマーケティングプラットフォーム』のクラウドでの提供を軸に、顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しております。

当サービスの中心となる『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフライン問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化までワンストップで実現します。

② イベントマーケティング

当サービスでは、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『シャノンマーケティングプラットフォーム』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。

また、コロナ禍において開催支援のニーズが高まっている、オンラインカンファレンスやバーチャルイベントといったオンラインイベントへのシステム支援・運営支援も行っております。

当サービスの対象顧客は、展示会主催者、来場者が千人規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

(7) 主要な営業所の状況（2020年10月31日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都港区
関西支社	大阪府大阪市北区
宮崎支社	宮崎県宮崎市

② 子会社

名　　称	所　在　地
想能信息科技（上海）有限公司	中国上海

(8) 従業員の状況（2020年10月31日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比
マーケティングプラットフォーム事業	157（15）	1名増
合計	157（15）	1名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数（名）	前期末比	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
153（15）	2名増	34.9	4.4

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
想能信息科技（上海）有限公司	20,000千円	100%	当社グループのソフトウエア開発

(10) 主要な借入先及び借入額（2020年10月31日現在）

借　　入　　先	借　入　残　高（千円）
株式会社みずほ銀行	177,488
株式会社日本政策金融公庫	83,650
株式会社横浜銀行	60,664
株式会社商工組合中央金庫	49,070
株式会社群馬銀行	5,520
株式会社三井住友銀行	3,352

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年10月31日現在）

（1）発行可能株式総数　4,800,000株

（2）当事業年度末の発行済株式総数　1,464,050株

（注）発行済株式総数は、新株予約権の行使により73,950株増加しました。

（3）当事業年度末の株主数　1,893名

（4）上位10名の株主

株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
中　村　健一郎	331,900	22.67
永　島　毅一郎	157,500	10.76
日本証券金融株式会社	50,200	3.43
堀　　譲　治	35,800	2.45
BNY GCM CLIENT ACC OUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	28,700	1.96
株式会社サンブリッジコーポレーション	26,500	1.81
東　野　　誠	25,000	1.71
楽天証券株式会社	23,300	1.59
角　田　　淳	15,000	1.02
WMグロース３号投資事業有限責任組合	15,000	1.02

（注）　持株比率は自己株式（87株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において会社役員が有する新株予約権のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名　　称	第11回新株予約権	第15回新株予約権
新株予約権の数	20個	100個
保有人数 当社取締役（注）1	1名	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,000株	当社普通株式5,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり38,000円 （1株当り760円）	新株予約権1個当たり51,000円 （1株当り1,020円）
新株予約権の行使期間	2014年8月11日～2021年8月23日	2018年9月15日～2024年1月26日
新株予約権の主な行使条件	（注）2	（注）3

（注）1. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

2. 新株予約権の行使条件（概要）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。

②新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。

③新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件（概要）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。

②新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。

③新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年９月10日開催の取締役会決議に基づき以下の募集新株予約権（有償ストック・オプション）を発行しています。

名　　称	第21回新株予約権
新株予約権の数	600個
割当先	当社取締役　４名　(注) 1
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式60,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の発行価額	新株予約権１個当たり500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当り191,900円 （１株当たり1,919円）
新株予約権の行使期間	2020年９月28日～2030年９月27日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2・3

(注) 1. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

2. 新株予約権の行使条件（概要）

①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することになるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

（2020年10月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中　村　健一郎	代表取締役社長	NPO法人アップエクスチェンジコンソーシアム監事 一般社団法人シーコンソーシアム理事長
永　島　毅一郎	取締役副社長	
堀　　譲　治	取　締　役	技術担当 IT&Security部
友　清　　学	取　締　役	経営管理担当 経営管理本部長
荒　田　和　之	取　締　役	株式会社令和アソシエイツ代表取締役
中　里　雅　光	常勤監査役	
筧　　智家至	監　査　役	グランサーズ株式会社代表取締役 税理士法人グランサーズ代表社員 グランサーズコワーキング株式会社代表取締役 グランサーズベンチャーサポート株式会社取締役 筧毛織株式会社代表取締役
浅　川　有　三	監　査　役	浅川倉方法律事務所代表弁護士

（注）1. 取締役荒田和之氏は社外取締役、監査役中里雅光、筧智家至及び浅川有三の各氏は、社外監査役であります。

2. 当社は、取締役荒田和之、監査役中里雅光、筧智家至及び浅川有三の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役荒田和之氏は、企業経営者として企業統治の経験、またIT業界、クラウドビジネスに対する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役中里雅光氏は、約30年間にわたり金融機関にて勤務をしており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役筧智家至氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約に関する事項

取締役荒田和之氏、監査役筧智家至氏及び浅川有三氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第１項で定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	5名（ 1名）	55,680千円　(2,500千円)
監査役（うち社外監査役）	3名（ 3名）	7,230千円　(7,230千円)
合計	8名（ 4名）	62,910千円　(9,730千円)

(注) 1. 2015年１月28日開催の第14期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額１億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 2015年１月28日開催の第14期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

氏　名	兼任の職務	兼任先	当社との関係
荒田和之	代表取締役	株式会社令和アソシエイツ	取引関係はございません。
筧　智家至	代表取締役	グランサーズ株式会社	取引関係はございません。
	代表社員	税理士法人グランサーズ	取引関係はございません。
	代表取締役	グランサーズコワーキング株式会社	取引関係はございません。
	取締役	グランサーズベンチャーサポート株式会社	取引関係はございません。
	代表取締役	筧毛織株式会社	取引関係はございません。
浅川有三	代表弁護士	浅川倉方法律事務所	取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席の状況	発言状況
荒田　和之 （社外取締役）	(取締役会) 10回中10回出席	2020年1月30日の就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に経営者並びに社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から発言を適宜行っております。
中里　雅光 （常勤監査役）	(取締役会) 13回中13回出席 (監査役会) 13回中13回出席	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
筧　智家至 （監査役）	(取締役会) 13回中13回出席 (監査役会) 13回中13回出席	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
浅川　有三 （監査役）	(取締役会) 13回中11回出席 (監査役会) 13回中11回出席	当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の大半に出席し、主に弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**746,935**	**流動負債**	**476,213**
現金及び預金	438,715	支払手形及び買掛金	37,567
受取手形及び売掛金	199,305	一年内返済予定の長期借入金	110,320
仕掛品	29,647	一年内償還予定の社債	30,000
前払費用	76,645	未払金	73,325
その他	5,529	未払法人税等	9,238
貸倒引当金	△2,907	賞与引当金	55,237
固定資産	**575,964**	受注損失引当金	7,608
有形固定資産	**38,715**	その他	152,916
建物	50,265	**固定負債**	**314,424**
減価償却累計額	△21,845	社債	45,000
建物(純額)	28,419	長期借入金	269,424
工具、器具及び備品	25,813	**負債合計**	**790,637**
減価償却累計額	△15,516	**純資産の部**	
工具、器具及び備品(純額)	10,296	**株主資本**	**532,684**
無形固定資産	**335,324**	資本金	447,849
ソフトウエア	305,338	資本剰余金	368,561
ソフトウエア仮勘定	28,264	利益剰余金	△283,349
その他	1,721	自己株式	△377
投資その他の資産	**201,924**	**その他の包括利益累計額**	**△377**
敷金	72,471	その他有価証券評価差額金	1
保険積立金	107,779	為替換算調整勘定	△378
繰延税金資産	21,331	**新株予約権**	**1,031**
その他	341		
繰延資産	**1,074**		
社債発行費	1,074	**純資産合計**	**533,337**
資産合計	**1,323,975**	**負債・純資産合計**	**1,323,975**

連結損益計算書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		1,786,111
売上原価		688,444
売上総利益		**1,097,667**
販売費及び一般管理費		1,057,582
営業利益		**40,084**
営業外収益		
受取利息	78	
助成金収入	2,400	
その他	670	3,148
営業外費用		
支払利息	3,427	
社債利息	322	
為替差損	1,780	
社債発行費償却	477	
固定資産除却損	910	6,918
経常利益		**36,314**
税金等調整前当期純利益		**36,314**
法人税、住民税及び事業税	1,352	
法人税等調整額	△21,331	△19,979
当期純利益		**56,293**
親会社株主に帰属する当期純利益		**56,293**

貸　借　対　照　表

（2020年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**724,584**	**流動負債**	**482,061**
現金及び預金	417,105	買掛金	37,567
受取手形	4,811	一年内返済予定の長期借入金	110,320
売掛金	194,493	一年内償還予定の社債	30,000
仕掛品	29,647	未払金	83,097
前払費用	75,903	未払費用	29,244
その他	5,529	未払法人税等	9,238
貸倒引当金	△2,907	前受金	65,569
固定資産	**612,253**	預り金	15,538
有形固定資産	**37,673**	賞与引当金	51,888
建物	49,442	受注損失引当金	7,608
減価償却累計額	△21,780	その他	41,988
建物（純額）	27,661	**固定負債**	**314,424**
工具、器具及び備品	24,004	社債	45,000
減価償却累計額	△13,993	長期借入金	269,424
工具、器具及び備品（純額）	10,011	**負債合計**	**796,485**
無形固定資産	**349,338**	**純資産の部**	
ソフトウエア	325,815	**株主資本**	**540,395**
ソフトウエア仮勘定	21,802	資本金	447,849
商標権	105	資本剰余金	368,561
その他	1,616	資本準備金	368,561
投資その他の資産	**225,242**	利益剰余金	△275,638
関係会社出資金	20,000	その他利益剰余金	△275,638
敷金	69,802	繰越利益剰余金	△275,638
保険積立金	107,779	自己株式	△377
繰延税金資産	21,331	**評価・換算差額等**	**1**
その他	6,327	その他有価証券評価差額金	1
繰延資産	**1,074**	**新株予約権**	**1,031**
社債発行費	1,074	**純資産合計**	**541,427**
資産合計	**1,337,912**	**負債・純資産合計**	**1,337,912**

損　益　計　算　書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,786,111
売上原価		693,548
売上総利益		**1,092,563**
販売費及び一般管理費		1,050,812
営業利益		**41,750**
営業外収益		
受取利息	7	
助成金収入	2,400	
その他	779	3,186
営業外費用		
支払利息	3,427	
社債利息	322	
為替差損	2,010	
社債発行費償却	477	
固定資産除却損	910	7,148
経常利益		**37,787**
税引前当期純利益		**37,787**
法人税、住民税及び事業税	1,247	
法人税等調整額	△21,331	△20,084
当期純利益		**57,872**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

株式会社シャノン
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　直　幸　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社シャノンの2019年11月１日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容につ

いて報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

株式会社シャノン
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　直　幸　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シャノンの2019年11月１日から2020年10月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月21日

株式会社シャノン監査役会
常勤監査役　中　里　雅　光　㊞
監　査　役　筧　　智家至　㊞
監　査　役　浅　川　有　三　㊞

（注）監査役中里雅光、筧智家至及び浅川有三は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

場所　　東京都港区芝五丁目29番14号　田町日工ビル
ＴＫＰ田町カンファレンスセンター

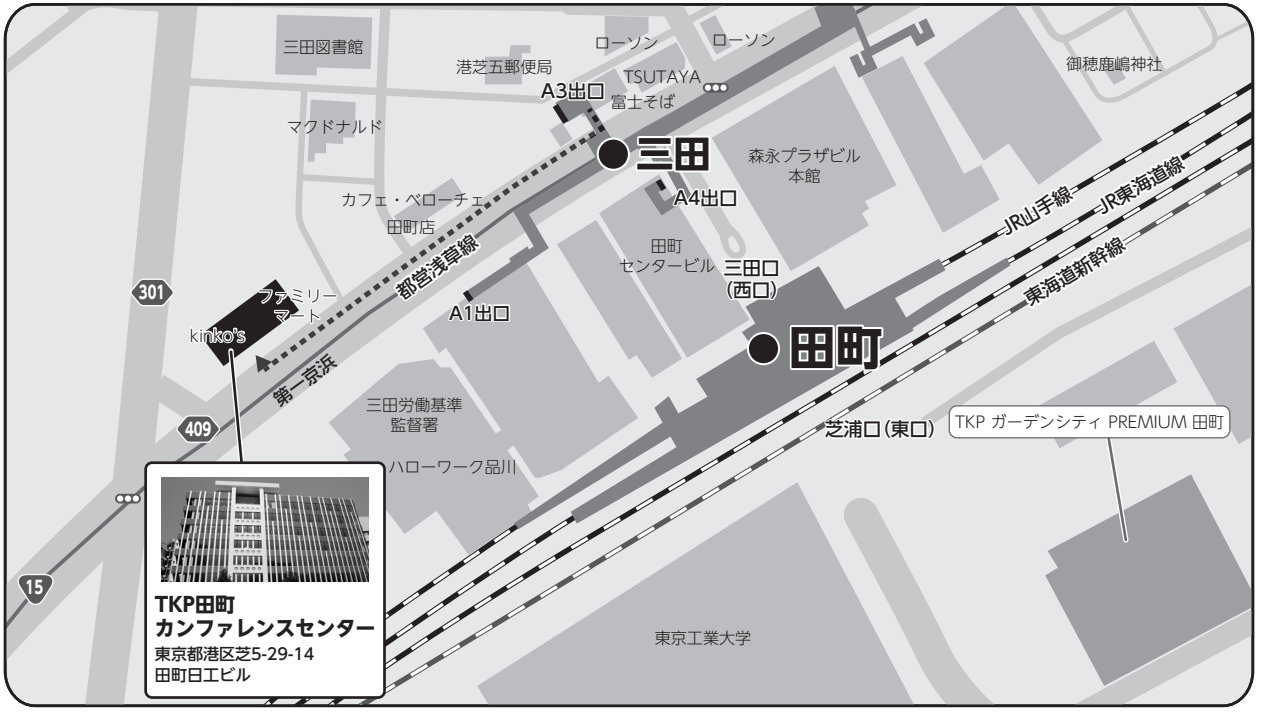

[交通のご案内]

- ＪＲ（山手線・京浜東北線）　田町駅　三田口（西口）より徒歩５分
- 地下鉄（都営浅草線・都営三田線）　三田駅　Ａ３出口より徒歩５分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。